

大分市水道事業公告 第109号

大分市水道料金等関連総合業務（B区）委託に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による受託事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
大分市水道料金等関連総合業務（B区）委託
- (2) 委託執務場所
西部料金センター 大分市大字光吉470番地
- (3) 委託業務の対象区域
大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大分市条例第53号）第3条第2項に規定する給水区域、同条第3項に規定する事業計画の区域及び大分市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指示する区域とする。
- (4) 委託業務内容
 - ① 受付業務
 - ② 調査業務
 - ③ 調定業務
 - ④ 精算業務
 - ⑤ 収納関連業務
 - ⑥ 滞納整理業務
 - ⑦ メーター管理業務
 - ⑧ 統計業務
 - ⑨ その他、①から⑧に掲げる業務に附帯する業務で、管理者が必要に応じ指示する業務
- (5) 委託期間
令和9年10月1日から令和14年9月30日まで
- (6) 準備期間
契約締結日から委託業務開始日の前日までは、業務の引継ぎ等の移行準備期間とし、当該期間に係る必要な経費については、B区受託事業者の負担とする。
- (7) 本件委託業務に係る委託料の上限額
前記（5）委託期間における委託料の上限額は、下記のとおりとする。
268,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※ 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- (8) 参加形態
単体又は共同企業体（2社）
- (9) 契約保証金
契約保証金は、大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）第7条第8号の規定により免除する。

2. 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱により、入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) プレゼンテーション実施日の3月前から、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 国税、地方税に滞納がないこと。
- (8) 大分市の水道料金、公共下水道使用料の滞納がないこと。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム関連の認証を取得していること。
- (10) 参加申込の時点において、大分市内に本社または事業所等を有していること。
- (11) 常時雇用関係があり、かつ水道料金等の徴収関連業務において2年以上にわたって実務経験を有する者を専任で2名以上配置できること。
- (12) 共同企業体で参加する場合の条件は、次のとおりとする。
 - ① 共同企業体の構成員は、2社とすること。
 - ② 編成方法は、自主編成とすること。
 - ③ 構成員の出資割合は、30%以上であること。
 - ④ 共同企業体の構成員は、参加資格要件に定める条件（代表者以外の構成員にあっては、(10)及び(11)を除く。）をすべて満たすこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員は、委託業者に関して当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ⑥ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

3. 審査委員会の設置

プロポーザルにおける参加資格審査及び受託候補者選定を行うため、大分市水道料金等関連総合業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4. 参加申込み手続き等

プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）に、次の必要書類を添付のうえ提出しなければならない。

なお、実施要領や参加申込書等については、大分市上下水道局のホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

- ① 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款
- ② 会社概要（パンフレット可）
- ③ 財務状況（直近2か年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- ④ 国税及び地方税の未納がないことの証明書（本社、支社、事業所等を含む）
- ⑤ 情報セキュリティマネジメントシステム関連認証一覧表（様式第2号）及び認証の写し
- ⑥ 誓約書（様式第3号）
- ⑦ 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）
- ⑧ 賠償保険加入状況関係書類（保険証書の写し等）
- ⑨ 類似業務受託実績調書（様式第5号）及び契約書の写し
- ⑩ 実務経験者状況調書（様式第6号）

※ただし、共同企業体で参加する場合には、委託業務共同企業体協定書（様式第7号）並びに委任状及び使用印鑑届（様式第8号）のほか、次の書類を提出すること。

◆代表者は、提出書類①から⑩までの関係書類

◆構成員は、提出書類①から⑧までの関係書類

(2) 提出期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）までの大分市の休日を定める条例（平成元年6月28日条例第13号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出場所

大分市上下水道局上下水道部営業課 管理担当班

(4) 提出方法

直接持込又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし、郵送の場合は提出期限内必着とする。

(5) 参加資格の審査

参加申込事業者について参加資格の審査を行い、参加資格を有すると認められる参加申込事業者にプロポーザル参加要請書（様式第9号）を送付する。

なお、参加資格を有しないと認められる参加申込事業者にはプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第10号）を送付する。

(6) 参加辞退

参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第11号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

5. 業務提案書等の提出

プロポーザルへの参加要請を受けた事業者（以下「参加事業者」という。）は、プロポーザルの実施に係る業務提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月10日（月）までの休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、提出期限内に提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出場所

大分市上下水道局上下水道部営業課 管理担当班

(3) 提出方法

直接持込又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし、郵送の場合は提出期限内

必着とする。

(4) 提出部数

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ① 業務提案書(様式第12号) | 正本1部、副本9部 |
| ② 提案見積書(様式第13号) | 1部 |
| ③ 積算内訳書(様式第14号) | 1部 |
| ④ 業務委託体制表(様式第15号) | 1部 |
| ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第16号) | 1部 |

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること。

- ① 業務実施体制及び業務執行計画等
- ② 受付業務に対する考え方
- ③ 調査業務に対する考え方
- ④ 調定業務に対する考え方
- ⑤ 精算業務に対する考え方
- ⑥ 収納関連業務に対する考え方
- ⑦ 滞納整理業務に対する考え方
- ⑧ メーター管理業務に対する考え方
- ⑨ 統計業務に対する考え方
- ⑩ 研修体制等に対する考え方
- ⑪ 個人情報保護に対する考え方
- ⑫ 地域貢献（地元経済・地元雇用）に対する考え方
- ⑬ 災害時及び緊急時等危機管理に対する考え方
- ⑭ 業務引継ぎに対する考え方
- ⑮ 業務効率化及びサービス向上の提案

(6) 参加事業者に仮社名を割当てるので、業務提案書の社名欄にはこの仮社名を記載し、提案書や資料の本文中は「当社、弊社」などの事業者名が特定できない表現を使用すること。

(7) 業務提案書の作成形態

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本円とする。

様式が指定されているもの以外は任意の様式とし、用紙サイズ及び記載方法は、日本工業規格A4判、縦置き、横書き、両面印刷で左綴りとする。

文字の書体は自由だが、本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。
文字数、ページ数、写真、イラスト、イメージ等の使用は自由とする。

図面イメージ等で日本工業規格 A 3 判を使用する場合は、折綴りとすること。

- ② 表紙及び目次を作成し、正本の表紙には事業者名、提出日、「正本」を記載し、副本の表紙には仮社名、提出日、通し番号を記載すること。
- ③ A 4 判、縦長、左綴じの紙製のフラットファイルに、ホッチキス止めなどをせずに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「大分市水道料金等関連総合業務(B区)委託提案書」とタイトルをつけ、提出日、仮社名を記載すること。
なお、仮社名の割当て時にファイルの色を指定するので、指定された色のファイルを使用すること。
- ④ 電子記憶媒体での提出は認めない。

(8) 提案見積書

- ① 提案見積書には、本件委託業務の契約期間 5 年間に要する経費を積算して、その総額を記載し、積算内訳書には、その総額の積算根拠を年度別に単価、工数、その他必要な経費区分が分かる形で記載すること。
提案見積書及び積算内訳書については、「1. 委託業務の概要(7) 本件委託業務に係る委託料の上限額」を超えてはならない。
- ② 提案見積書及び積算内訳書は、委託業務期間 5 年間の総額とし、消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない金額を記載すること。
- ③ 提案見積書及び積算内訳書を一緒に封かん、封印して、業務提案書とは別に提出すること。
封筒の表に、「大分市水道料金等関連総合業務(B区)委託」「提案見積書及び積算内訳書在中」と記載し、裏面に、提出日、提出者(住所又は所在地、商号又は名称、代表者職・氏名)を記載すること。

(9) その他

- ① 業務提案書等の提出期限日までの修正、差替え、追加及び再提出には制限はないが、提出期限日経過後の処置は認めない。
- ② 業務提案書等の作成及び提出に要する費用は参加事業者の負担とし、提出された業務提案書等は返却しない。
- ③ 業務提案書等の著作権は参加事業者に帰属するが、プロポーザルに必要な手続き及び事務処理において、無償で複製等を行う場合がある。

6. 執務場所の確認、水道料金等システムの検分及び資料の閲覧

参加資格の審査の結果、参加事業者に対し、執務場所の確認や水道料金等システムの検分、資料の閲覧(以下「資料閲覧等」という。)の機会を提供する。

- ① 資料閲覧等を希望する参加事業者は、実施日時、検分内容、閲覧希望資料等について事前に連絡のうえ、資料閲覧等申込書兼守秘義務遵守誓約書(様式第 17 号)を令和 8 年 7 月 24 日(金)から令和 8 年 7 月 31 日(金)までの休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。
- ② 資料閲覧等において、資料等の持ち出し、複写は原則として認めない。ただし、水道利用者の顧客情報等の守秘すべき情報を含まないと判断できるものについては複写、水道料金システムの画面コピー等を認めることがある。
- ③ 資料閲覧等において知り得た情報について、参加事業者は、地方公務員に課せられる守秘義務と同等の守秘義務を負うものとする。この守秘義務を遵守しなかったと認められたときは、参加資格を取消すことがある。

7. 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

(1) 提出方法

プロポーザルに関する質問書（様式第18号）により質問内容を電子メールで提出すること。

(2) 提出期間

令和8年7月24日（金）の午前8時30分から令和8年7月31日（金）の午後5時15分までとする。

(3) 回答

すべての参加事業者に、電子メールにより回答する。
電話及び口頭による個別の対応は行わないものとする。

8. プロポーザルの審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会において参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第19号）により通知を行う。

② 実施時間

各参加事業者のプレゼンテーションの時間は40分以内とし、プレゼンテーション終了後、20分程度のヒアリングを行う。

③ 実施方法

プレゼンテーションの形式は自由とする。

なお、プレゼンテーションにプロジェクターによる拡大映像を使用できる。コンテンツ、プレゼンテーションソフト、これらを実装したノートPC等は参加者で準備すること（ただし、参加事業者が判明するものは除くこと。）。

④ 参加者

業務提案書の内容を熟知している者5名までとする。

（Web会議システム等を使用して参加する者を含む）

⑤ その他

業務提案書提出時に添付していない資料等は新たに提出できない。

プレゼンテーション等に欠席した場合は、参加資格を失うものとする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

(2) 受託候補者の選定

① 審査委員会は、各参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

② 評価は、提案見積金額が「1. 委託業務の概要（7）本件委託業務に係る委託料の上限額」を超えていない参加事業者に対し、業務提案書の内容等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案書・見積書等について、別に定める「大分市水道料金等関連総合業務（B区）委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準」に基づいて行う。

9. 受託候補者の決定及び通知

- ① 管理者は、審査委員会からの報告内容を精査し、受託候補者を決定する。
- ② 選定結果は、受託候補者に選定された参加事業者には、プロポーザル選定結果通知書（様式第20号）を送付する。受託候補者に選定されなかった参加事業者には、プロポーザル非選定結果通知書（様式第21号）を送付する。

10. 非選定結果の説明

受託候補者に選定されなかった参加事業者は、結果通知到着後14日以内に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができる。

ただし、当該参加事業者の評価合計点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求は認めない。

11. 失格要件

受託候補者が次に掲げる事由に該当した場合は、審査結果にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- ① 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- ② 業務委託契約締結前に参加資格要件を満たさなくなった場合

12. 次順位の繰上げ

受託候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価合計点が管理者の定める一定水準に達するもので、上位から順に当該業務委託の交渉を行うものとする。

13. 契約の締結

管理者は、受託候補者と提案内容に基づき、契約金額等契約条件について協議の上、円滑に委託業務を履行できると認められる場合には、受託候補者と契約を締結するものとする。

14. スライド条項

本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（労務単価等の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。

15. その他

詳細については実施要領による。

16. 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る問い合わせ先及び各種書類の提出場所

- (1) 担当（事務局）及び各種書類の提出場所

〒870-0045

大分県大分市城崎町1丁目5番20号

大分市上下水道局上下水道部営業課 管理担当班

- (2) 電話 : 097-538-2434

- (3) F A X : 097-534-7296

- (4) メールアドレス : jogesui-eigyo@city.oita.oita.jp